

令和5年度野菜農業振興事業の実施等について

1 事業実施主体の公募について

大規模契約栽培産地育成強化事業については、令和5年1月23日にホームページに掲載した公募要領に基づき、令和5年2月1日～2月28日を公募期間として、事業実施主体候補者の公募を実施した。4月21日に外部委員及び機構職員からなる審査委員会を書面開催し、事業実施主体の候補者を選定、4月25日に事業実施主体候補者の決定及び結果の通知を行った。

契約野菜収入確保モデル事業についても、公募要領に基づき、令和5年1月12日～2月24日の間で、事業実施主体候補者の公募を実施した。3月27日に外部委員及び機構職員からなる審査委員会を書面開催し、事業実施主体候補者を選定、3月29日に事業実施主体候補者の決定及び結果の通知を行った。また、令和5年7月～8月の間で、事業実施主体候補者の第2回公募を実施する予定である。

なお、事業実施主体候補者の公募及び事業実施主体候補者の選定結果については、機構のホームページ等により公告・公表を行っている。

2 事業の審査・採択について

(1) 事業の円滑かつ早期の執行を図る観点から、事業実施要綱等を4月1日までに制定し、機構ホームページにて公表した。

また、大規模契約栽培産地育成強化事業については、全国の事業担当者向けに実務資料を作成の上送付するとともに、必要に応じて事業実施計画の早期提出に向けた指導及びヒアリングを行っている。

(2) 事業の採択に当たっては、昨年度同様、コスト分析手法を適用している。

(3) 令和5年度の審査・採択の状況は、別表のとおりである。

(別表)

令和5年度野菜農業振興事業の審査・採択状況（令和5年5月末日現在）

「種類・件数」欄の◇印は「コスト分析手法」、件数は交付決定又は事業実施計画の承認件数である。

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類 件数
緊急需給調整事業のうち 産地情報調査員設置事業	野菜価格安定法人等	4月17日 交付決定 4月19日 交付決定 4月28日 交付決定 5月30日 交付決定	◇ 1件 4件 4件 3件
大規模契約栽培産地育成 強化事業のうち大規模 契約栽培産地育成強化 推進事業	農業協同組合等	4月25日 計画承認	◇ 13件
契約野菜収入確保モデル 事業	農業生産法人等	4月21日 計画認定 5月15日 計画認定 5月26日 計画認定	— 19件 8件 4件

注：契約野菜収入確保モデル事業は、事務費の経費補助がないためコスト分析手法の対象外としている。

令和5年度野菜農業振興事業の
概要について

目 次

野菜農業振興事業について……………	1
緊急需給調整事業……………	2
契約野菜収入確保モデル事業……………	4
大規模契約栽培産地育成強化事業……………	5

野菜農業振興事業について

野菜を巡る課題

主要野菜の生産・出荷の安定

価格低落時等の野菜生産者の経営への影響緩和(次期作の確保)

増大する加工・業務用需要への対応強化と契約取引の推進



野菜農業振興事業

緊急需給調整事業

著しい価格低落時又は高騰時の産地調整、加工用販売等への助成等

契約野菜収入確保モデル事業

加工・業務用の契約取引の推進への助成(出荷調整、数量確保タイプ)

大規模契約栽培産地育成強化推進事業

加工・業務用産地の育成に向けた技術導入等への助成

- 指定野菜価格安定対策事業等 ○ 契約指定野菜安定供給事業等

【令和5年度】

緊急需給調整事業

1. 事業の目的

野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されていることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいこと、また、流通量が多いことから、これらの価格と供給の安定を図ることは、国民消費生活上も極めて重要である。

このため、これら主要野菜の価格が著しく低落又は高騰した場合における緊急需給調整対策の実施等により、野菜の需給及び価格の安定を推進する。

2. 主な事業の内容

(1) 生産出荷団体緊急需給調整事業

重要野菜及び調整野菜を対象に価格低落時における産地調整（出荷抑制）、加工用販売、市場隔離（有効利用用途、一時保管等）、価格高騰時における産地調整（出荷促進）の需給調整を実施した場合、生産者と国の積立金（積立割合1：4）から交付金を交付する。

(2) 緊急需給調整推進事業

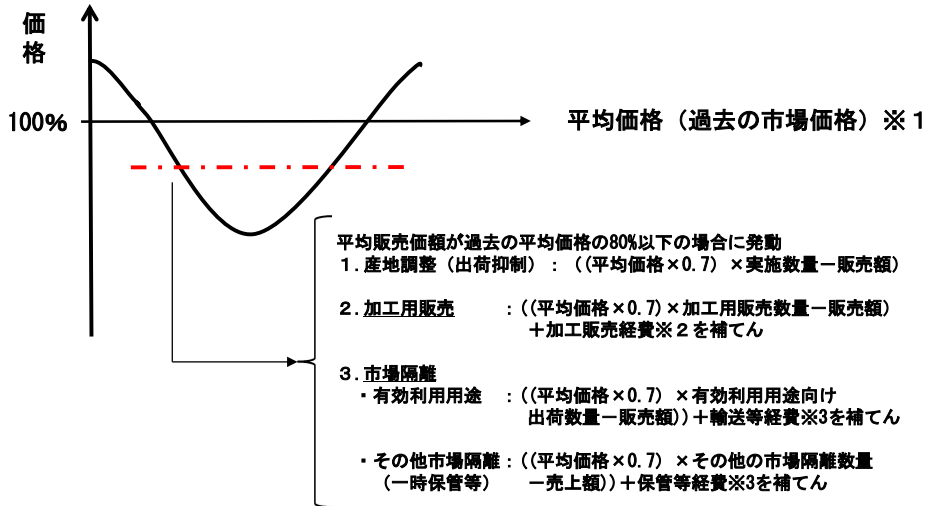
登録出荷団体等が野菜主産地の生産・出荷動向等の情報収集を行うための産地情報調査員の設置を行う場合、定額で補助する。

3. 事業実施主体 登録出荷団体、民間団体等

4. 所要額（補助率） 2. 015百万円（4／5以内、定額）

《助成の仕組み》

国80%：生産者20%
 ※国、生産者の提出により、
 独立行政法人農畜産業振興機構に資金を造成



※1 平均価格は、対象出荷期間中に対象市場ブロックに出荷された野菜の過去6年間の卸売市場価格の平均。

※2 加工用販売に要した経費は加工用販売額を限度とする。

※3 算定式中有る販売額を差し引いて得た額が負である場合には0円として、これに経費を加えるものとする。

対象野菜：重要野菜（キャベツ（周年）、たまねぎ（周年）、秋冬だいこん及び秋冬はくさい）

調整野菜（春だいこん、夏だいこん、にんじん（周年）、春はくさい、夏はくさい、レタス（周年））

【令和5年度】

契約野菜収入確保モデル事業

1. 事業の目的

加工・業務用野菜について、実需者等から国産野菜を求める動きが顕在化する中、周年安定供給に向けては、加工・業務用需要に対応した契約取引の推進を図ることが重要である。このため、以下の2タイプの支援措置をモデル事業として実施する。

2. 事業の概要

(1) 出荷調整タイプ

生産者等が実需者等との間で契約を締結した後に、作柄不良等による供給不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、価格低落時にほ場又は集出荷場等において対象野菜の廃棄等を行った場合に、当該生産者に対し交付金を交付する。

(2) 数量確保タイプ

中間事業者が、実需者等と契約を締結後、生産者等から仕入れる予定であった野菜の数量が減少したときに、当該契約と同一の野菜を確保するため、卸売市場等から購入して確保した場合に、その確保に要する費用にあてるための交付金を交付する。

3. 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタス（指定野菜14品目）

4. 事業実施主体

(1) 出荷調整タイプ

ア 対象品目を生産する者

イ アの者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において販売の委託を受ける農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は事業協同組合若しくは協同組合連合会

ウ その他アの者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において販売の委託を受ける団体

(2) 数量確保タイプ

中間事業者（（1）のアからウまでの者から対象品目を買い受けて他の事業者販売することを業とする者）

5. 所要額（補助率）

40百万円（定額）

【令和5年度】

大規模契約栽培産地育成強化事業

1. 事業の目的

加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜についての輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大等を推進するため、大規模面積で実需者との契約栽培に取り組む産地に対し、定額の面積払いにより支援する事業。

2. 事業の内容

(1) 大規模契約栽培産地育成強化推進事業

実需者と契約を結び、野菜の安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する産地に、取組面積に応じて支援する。

① 対象品目

〈加工業務用（19品目）〉

たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10月出荷）、セルリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（1～7月又は11～12月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）及びアスパラガス（2～5月又は9～11月出荷）

〈生食用（2品目）〉

かぼちゃ（11～6月出荷）、トマト（9～10月出荷）

※ 対象出荷期間が特定されていない品目については、通年。

② 助成単価等

15万円／10a（1年目）

(2) 大規模契約栽培産地育成強化支援事業

(1)の事業を効率的かつ円滑に実施するため、事業実施主体が取組に要した経費について補助する。

3. 事業実施主体 2の(1)：農協連合会、農協、農事組合法人等

2の(2)：野菜価格安定法人

4. 事業実施期間 3年間（2の(2)は、単年度）

5. 所要額（補助率） 772百万円（定額）
うち（1）757百万円（定額）
うち（2） 15百万円（定額）

6. その他

本事業は、加工・業務用野菜生産基盤強化事業（平成26年度から令和元年度まで採択を行っており、令和5年度に事業終了）、端境期等対策産地育成事業（令和2年度及び3年度に採択を行っており、令和5年度に事業終了）の後継事業として令和4年に導入。